＜遺言と遺言執行 早わかり Ｑ＆Ａ＞

【質問一覧】

＜遺言＞

Ｑ１　遺言にはどのような方法がありますか？

Ｑ２　「自筆証書遺言」とはどのようなものですか？

Ｑ３　「自筆証書遺言」のメリットは？

Ｑ４　「自筆証書遺言」のデメリットは？

Ｑ５　「秘密証書遺言」とはどのようなものですか？

Ｑ６　「秘密証書遺言」のメリットは？

Ｑ７　「秘密証書遺言」のデメリットは？

Ｑ８　「公正証書遺言」とはどのようなものですか？

Ｑ９　「公正証書遺言」のメリットは？

Q10　「公正証書遺言」のデメリットは？

Q11　遺言書による相続は誰に行ってもらうのでしょうか？

Q12　遺言書の作成において、遺言執行者の執行がスムーズにできるように気を付けなければならないことはありますか？

＜遺言執行＞

Ｑ１　本人が死亡した場合の連絡はどのようにしたらよいのでしょうか？

Ｑ２　遺言執行者はどのような流れで、遺言執行を行うのでしょうか？

Ｑ３　遺言執行にはどの程度の期間が必要ですか？

【質問に対する回答】

＜遺言＞

Ｑ１　遺言にはどのような方法がありますか？

Ａ　「自筆証書遺言」「秘密証書遺言」「公正証書遺言」の 3 種類があります。

Ｑ２　「自筆証書遺言」とはどのようなものですか？

Ａ　「自分で書いた遺言書」のことです。

Ｑ３　「自筆証書遺言」のメリットは？

Ａ　2 つのメリットが考えられます。

①特に費用は掛かりません。

②誰にも知られずに作成できます。

Ｑ４　「自筆証書遺言」のデメリットは？

Ａ　5 つのデメリットが考えられます。

①必ず本人の手書きでなくてはなりません。（財産目録については、2019 年の民法改正によりパソコンで作成したものも有効になりましたが、自筆以外の方法で作成した全てのページに遺言者本人の署名・押印が必要となります）

②遺言書を書いた日付(年月日)を必ず記載し、署名・捺印（できれば実印）しなければなりません。

③書き間違えて訂正する場合は、民法のルールに従って正しく修正しなければ、その訂正は無効になってしまいます。

④遺言書の保管してある場所が本人しか知らなければ、本人の死後、遺言書の存在が不明になります。

⑤本人の死後、遺言書は家庭裁判所での検認手続きが必要になります。

・遺言書の保管者や発見者は、本人死亡後、速やかにその遺言書を家庭裁判所に提出して、検認する手続きを請求する必要があります。但し、自筆証書遺言補完制度を利用しますと、遺言者が法務局に遺言書の保管申請を行い、法務局が形式的チェックを行い受理(遺言書 1 通につき 3,900 円)した場合は、自筆証書遺言であっても家庭裁判所の検認手続きは不要になります。

・封印のない遺言書の場合は、そのまま家庭裁判所に提出することで、検認手続きを請求することができますが、封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人(またはその代理人)の立会いがなければ、開封することはできません。

・家庭裁判所以外で遺言書を開封してしまった場合、過料(5 万円以下)を課されることがあります。（その遺言書自体は無効になることはありません）

Ｑ５　「秘密証書遺言」とはどのようなものですか？

Ａ　遺言書を封筒に入れて中身が開けられない状態にして、公証役場に持っていく遺言書の保管方法です。

Ｑ６　「秘密証書遺言」のメリットは？

Ａ　２つのメリットが考えられます。

①費用は少額で済みます。

②遺言書の内容を一切秘密にできます。

Ｑ７　「秘密証書遺言」のデメリットは？

Ａ　５つのデメリットが考えられます。

①「自筆証書遺言」と違い、「署名」以外はパソコンや代筆で作成しても可能となりますが、例えば、封印に使用した印鑑が遺言書の署名に使用した印鑑と違うといった不備があると秘密証書遺言は無効になります。

②遺言書を書いた日付(年月日)を必ず記載し、署名・捺印（できれば実印）しなければなりませんし、封をした封筒の綴じ目の部分に、遺言書に使用した印鑑の押印と署名をしなければなりません。

③書き間違えて訂正する場合は、民法のルールに従って正しく修正しなければ、その訂正は無効になってしまいます。

④公証役場に遺言書を持参しなければなりません。

・自分が作成した遺言書を封緘した後、公証役場に出向いて公証人に手続きをしてもらうとともに､最低２人に証人になってもらいます｡(公証人 11,000 円、証人１名につき 10,000 円)

・公証人は遺言者が持参した封書に日付と遺言者の申述(氏名、住所等)の内容を記載したうえで、当該封書に遺言者、公証人、証人がそれぞれ署名・捺印します。

⑤本人の死後、遺言書は家庭裁判所での検認手続きが必要になります。

・「自筆証書遺言」と同様、相続開始後に家庭裁判所による検認手続きが必要になります。

Ｑ８　「公正証書遺言」とはどのようなものですか？

Ａ　公証役場の公証人に遺言書を作成してもらう方法です。

Ｑ９　「公正証書遺言」のメリットは？

Ａ　４つのメリットが考えられます。

①公証人に作成してもらうので、自筆証書遺言よりも確実で安心できます。

②遺言公正証書の原本は公証役場で保管されるので紛失の恐れはなく、正本(遺言執行者が保管)と謄本(遺言者が保管)も作成されます。

・原本

遺言者本人、証人２名、公証人が署名、押印したオリジナルの書面で、公証役場に長期間厳重に保管され、遺言者本人にも渡されません。

・正本

原本と同じ効力を持つものとして交付される写しで、相続の手続きができます。遺言執行者が指定されている場合は、遺言執行者に渡しておきます。紛失してしまった場合は、公証役場に依頼して再発行をしてもらいます。

・謄本

正本と同様に原本の写しであり、通常、遺言者が保管します。紛失してしまった場合は、公証役場に依頼して再発行をしてもらいます。

③遺言者の親族が当該遺言書の保管場所を知っていれば、遺言書の内容をもとに死後すぐに相続の手続きができます。

④相続の際に、相続人全員の署名・押印(実印)が必要となる「遺産分割協議書」の作成が不要になります。

Q10　「公正証書遺言」のデメリットは？

A　3つのデメリットが考えられます。

①基本的には公証役場まで出向かなくてはなりません。

②公証役場での作成のための費用として、遺言書に記載する財産の額に応じた料金と手数料がかかるとともに、公証人に自宅までの出張を依頼すると出張費用も加算されます。

③さらに、証人2名以上の立会いが必要（1人につき10,000円）になるとともに、証人に遺言の内容を知られてしまいます。(証人には「守秘義務」があります)

Q11　遺言書による相続は誰に行ってもらうのでしょうか？

A　基本的には「遺言執行者」に行ってもらいますので、遺言書には遺言執行者を記載します。その場合、一人でも複数人でも構いませんが、複数人の場合は、各自が単独で遺言執行できる内容にしておくと遺言執行が行いやすくなります。

Q12　遺言書の作成において、遺言執行者の執行がスムーズにできるように気を付けなければならないことはありますか？

A　3つほどあります。

①遺言書ですべての財産の相続ができるような内容にする必要があります。漏れてしまいますと、その相続財産については、相続人全員の署名・押印(実印)が必要となる「遺産分割協議書」の作成が必要になります。

・不動産の記載があれば、「その他一切の不動産を相続させる」と記載しておきます。

・金融資産の記載があれば、「その他一切の金融資産を相続させる」と記載しておきます。

・その他財産の記載があれば、「その他一切の財産を相続させる」と記載しておきます。

②遺留分が生ずる遺言の場合は、遺言執行者が巻き込まれ、遺言執行に支障をきたす可能性があります。

・遺留分侵害額請求とは、被相続人の財産処分の自由と相続人の保護との調和を図るため、一定範囲の相続人に対して被相続人の財産の一定割合を留保するという制度です。

・遺言書は法定相続分よりは優先されるものの、遺留分よりは優先順位が低いので、あまりにも偏った遺言書を書いてしまうとトラブルのもととなります。

・遺留分を受ける権利のある相続人は、配偶者、子および直系尊属（父・母）であり、本人の兄弟姉妹には遺留分を受ける権利はありません。

・遺留分の割合は、配偶者や子については法定相続分の 2 分の 1、父母や祖父母の場合は法定相続分の 3 分の 1 になります。

③寄付先については注意してください。

・国（財務省）や地方公共団体等の公的機関への財産の寄付は、公的機関からの寄付受領の決定連絡があるまで相当期間（2 年間ほど）を要する場合があり、遺言執行者の業務が長引く可能性がありますので、寄付を考えている場合は、事前に寄付を受付けている団体等を確認した上で、寄付先を指定してください。

＜遺言執行＞

Ｑ１　本人が死亡した場合の連絡はどのようにしたらよいのでしょうか？

Ａ　遺言書に指定された「遺言執行者」に死亡の連絡をしてください。

Ｑ２　遺言執行者はどのような流れで、遺言執行を行うのでしょうか？

Ａ　基本的には下記の順序で遺言執行を進めます。

①遺言書に記載された相続人のみならず、戸籍謄本に記載されている法定相続人全員に「就任通知」を発送します。

②金融機関において、遺言執行の入出金用の普通預金口座（以下「取りまとめ口座」という）を開設します。

③遺言書に従って預金の解約、不動産の売却等の各種業務を執行し、取りまとめ口座を使用して相続財産の入出金を管理します。

④遺言書に記載された全ての遺言執行業務が終了した後、就任通知を発送した対象者に対して、「遺言執行完了報告」を発送します。

Ｑ３　遺言執行にはどの程度の期間が必要ですか？

Ａ　基本的には、遺言執行を開始してから 4～5 カ月で終了しますが、遺言執行の内容次第では、それ以上かかる場合もあります。